

## 大阪府自殺対策基本指針・プログレスシート【施策の進行シート】

令和2年6月18日

指針新第3章 項目	自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
1	1	(1)	①	市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される	各市町村自殺対策主管課担当者会議で説明を行った。また、市町村からの問い合わせに対し、助言、技術支援を行った。	各市町村が自殺対策計画を策定できるように支援している。全市町村が計画を策定できた。【100%】	国からの自殺対策計画関連の連絡等を遅滞なく市町村へ送付し円滑な計画実施を促す。	こころの健康総合センター
2	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	自殺者統計などの情報を収集した。	情報収集を行い、実態把握に努めた。【100%】	必要な情報収集、分析を行い、実態を把握をしていく。	こころの健康総合センター
3	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	府内の自殺の実態を把握・分析したものをもとに、広域での実施が効果的な事業を実施できるようになっている。	統計データの随時提供及び会議、セミナーを通じて情報提供を行った。 ・市町村会議：R1.5.27	○ 【100%】	厚生労働省や府警察本部等からの提供データについて、自殺対策推進センターと連携しながら府内市町村別に分析を行い、庁内関係各課、府内市町村等に情報提供を行う。	地域保健課
4	2	(1)	①	自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	毎月、月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供を行った。	毎月、情報提供を実施した。	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う。	生活安全総務課
5	2	(2)	①	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速な情報提供を行い、計画策定等に活かすことができている。	自殺者数など、各市町村別に確認できるようにホームページにて情報提供を行った。	市町村別に統計データを提供することにより各市町村における自殺対策に寄与した。【100%】	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	こころの健康総合センター
6	3	(1)	①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページにて自殺についての正しい知識に関する情報を提供した。	多くの府民がアクセスできるように、提供方法の工夫に努めた。【100%】	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	こころの健康総合センター
7	3	(1)	②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層を対象とした普及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行為を行う者)への理解を深め、HIV/AIDSをはじめ、その他性感染症の予防啓発に繋げられるようになる。	①HIV/AIDS基礎研修 5月24日(金) 9時45分～17時15分 参加者26名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 5月30日(木) 9時30分～17時 参加者22名 ③エイズカウンセリング研修(応用編) 6月7日(金) 9時30分～17時 参加者16名 参加者25名 ④HIV検査 相談指導者研修会 7月17日(水)13時～16時 参加者33名 ⑤性感染症予防講習会 8月8日(木)13時～16時 参加者196名 ⑥STI学習会(MSM向け 3回シリーズ) ・8月12日(月) 15時～17時 参加者12名 ・10月14日(月) 15時～17時 参加者25名 ・12月14日(月) 15時～17時 参加者13名	①②③の研修会では、HIVの基礎的知識、カウンセリングの基本的な技法、陽性者への告知面接に対応できる内容となっている。ロールプレイを実施し、より実践に近い研修内容となっている。 ④については、性感染症やLGBTへの理解が具体的に深められる内容であったとの感想が多かった。 ⑤については、学校現場における性教育の必要性を伝えられた。 ⑥については、MSM向け、個別施策層に働きかけができた。 以上のことから概ね計画通りに研修会を企画・運営ができ	①HIV/AIDS基礎研修→中止 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)→中止 ③エイズカウンセリング研修(応用編)→中止 ④HIV検査 相談指導者研修会→縮小又は中止予定 ⑤性感染症予防講習会→検討中 ⑥STI学習会(MSM向け 3回シリーズ)→検討中	医療対策課

指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
8	3	(1) ②	人権啓発事業	<p>同性愛者、性同一性障がい者等の性的マイノリティに関する正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす(※R2.5月更新)</p>	<p>性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める(※R2.5月更新)</p>	<p>性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組</p> <p>①啓発冊子・教育教材 【大阪府人権白書「ゆまにてなにわ 34」】「性的マイノリティの人権のこと」墨字版:40,000部 点字版:200部 【おおさか人権情報誌「そうぞう」No.45】「性の多様性ってなんだろう?」4,000部 【性の多様性を考えるガイドブック】「知る・学ぶ・考える IVERSITY(ダイバーシティ)」10,000部 【参加・体験型学習人権教育教材】「さまざまなカタチ 性の多様性(性的マイノリティ)の人権問題を学ぶ」5,000部 ②セミナー・当事者交流会 【性の多様性を考えるセミナー】「性的マイノリティ当事者の方が抱える困りごととは? だれもが利用しやすい“トイレ”について一緒に考えてみませんか?」 開催日:11月29日 場所:大阪市立阿倍野区民センター 参加者:約260名 【当事者による交流会】 セミナーと同日開催</p> <p>③府職員研修:1月24日(2回実施) 「当事者が抱える課題の解決に向けた性的指向及び性自認の多様性に配慮した取組のあり方など」 ④条例制定 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解に関する条例」を施行(令和元年10月) ⑤パートナーシップ宣誓の証明 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の開始(令和2年1月)</p>	<p>【100%】</p> <p>性の多様性に関する府民の関心や理解を深めるため、啓発冊子の発行や教材を開発するとともに、当事者が抱える課題をテーマにしたセミナーを開催するなど、教育・啓発の取組を実施した。 また、性の多様性に関する理解増進条例を制定したほか、性的マイノリティ当事者を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度を開始した。</p>	<p>性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組</p> <p>①啓発冊子 【大阪府人権白書「ゆまにてなにわ 35」】 (墨字版:40,000部、点字版:200部)</p> <p>②性の多様性に関するセミナー</p> <p>③性の多様性に関する啓発動画</p> <p>④性の多様性に関する啓発ポスター ・性の多様性理解増進条例 ・パートナーシップ宣誓証明制度</p> <p>⑤府職員研修</p> <p>⑥パートナーシップ宣誓証明制度の運用</p>	人権局
9	3	(2) ①	自殺予防普及啓発	<p>国が設定する自殺予防週間(9月10日の世界自殺予防デーから1週間)、及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう自殺対策推進センターと連携しながら情報提供等を行う。</p>	<p>・国や府における自殺対策の取組み等について情報収集し、市町村や保健所等に情報提供することで、地域の実状に応じた取組みの参考となり、地域の自殺対策が強化されている。 ・自殺についての情報を多く提供することで、自殺が身近な社会的な問題としてとらえる府民が増えている</p>	<p>・週間(9月)及び強化月間(3月)にあわせて、市町村あてに周知啓発資料の提供とともに、啓発を依頼した。 ・府政だより及び府Webサイトを通じて、広く啓発を行った。 ・国の作成する啓発ポスターを市町村等に配布した。</p>	<p>○ 【100%】</p>	<p>・国が設定する自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう、府政だより及び府Webサイトにより情報を発信する。 ・自殺対策推進センターと連携しながら、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月に重点的に自殺予防に関連する事業に取り組む。 ・府の電話相談事業に併せて、厚生労働省が実施するSNS相談の周知を行う。</p>	地域保健課
10	3	(2) ②	相談機関等の啓発	<p>多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載</p>	<p>様々な相談機関等についての情報が広く府民に周知されるようになる。</p>	<p>ホームページにて様々な悩み(依存症、子どもなど)についての相談機関一覧を掲載した。各市町村、保健所の相談窓口の情報提供を行った。</p>	<p>広く府民に周知されるように実施した。【100%】</p>	<p>様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知していく。</p>	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目	自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
11	3	(3)	①	リーフレット作成・パネル作成貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	精神疾患の理解が深まり、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の早期発見・早期治療が行われるようになる。	市町村、保健所等へリーフレット配布、ポスター作成・提供、ホームページへの掲載を行った。	新たにストレスに関するパネルを作成するなど、メンタルヘルス・自殺関連等に関する普及啓発を行った。【100%】	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出し、ホームページを利用して普及啓発を実施。	こころの健康総合センター
12	4	(1)	①	教育相談に関する教職員研修	教育相談研修や府立学校首席研修において、すこやか教育相談(メール相談)や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	学校教育相談課題別選択研修において「精神的問題の理解」研修を実施。自殺防止についても取り上げた。講師は大阪府こころの健康総合センター医師。	研修アンケート肯定評価95.2%	教育相談に関する研修において、自殺予防を取り上げる予定である。	教育センター
13	4	(1)	②	生徒指導者養成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する	同研修につき、各私立学校に周知した。	○	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	私学課
14	4	(1)	②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する	同協議会につき、各私立学校に周知した。	○	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	私学課
15	4	(1)	②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	同施策にかかる資料等につき、各私立学校に周知した。	○	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	私学課
16	4	(1)	②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知されている。	実施済み	○	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知。	高等学校課
17	4	(2)	①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催 ・600名(年間100名×6年)	ゲートキーパー養成、自殺未遂者支援、若年層向け、自死遺児等をテーマに自殺対策研修を実施した。	様々なテーマ・対象の研修を開催し、相談機能が向上するように実施した。【100%】	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	こころの健康総合センター
18	4	(2)	②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。	受講者が臨床で認知行動療法を実施している。H29に研修を100名を対象に実施 ★【平成29年度で終了】				こころの健康総合センター
19	4	(2)	③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	研修などを通して、過量服薬など自殺未遂に関する理解が深まる。	自殺未遂者支援研修を1回実施した。医療関係者10名受講。	医療機関職員に対する研修を実施することができた。【100%】	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	こころの健康総合センター・薬務課

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
20	4	(3) ②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダー養成等を行う。	市町村高齢介護担当者のゲートキーパー研修受講並びにリーダー養成研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	介護認定調査員対象の研修に出講し、自殺対策についての情報提供を行った。 受講者49名	市町村の高齢介護担当者を対象に情報提供を行った。 【100%】	高齢介護担当者に対して、ゲートキーパー研修ができるように検討を行う。	こころの健康総合センター
21	4	(3) ③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。 目標:毎年15回程度開催。	13回	当初目標どおり達成した。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回中止。 【92.9%】	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:13日間、参加者予定:2,050人】	地域福祉課
22	4	(3) ①	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	市町村自殺対策担当者の研修受講並びにリーダー養成を行うことで、地域に応じた自殺対策が推進されている。 目標:受講者数120名(41市町村×3年)	自殺対策研修を実施。 ・5回 124名の市町村職員が受講	地域の実情に応じた自殺対策が推進されるように研修を実施した。【100%】	市町村自殺対策担当者に対して、地域の実情に応じた自殺対策を推進していくために必要な研修等の企画について検討を行う。	こころの健康総合センター
23	4	(4) ①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスケアを含む相談への的確な対応ができるようにする。 ・研修及び情報交換会の実施(毎年各1回)	○労働相談関係機関担当者等研修 ・開催回数 1回 ・参加者 22人 ○情報交換会 ・開催回数 1回 ・参加者 24人	計画通り 【達成状況100%】	○研修会及び情報交換会開催 開催回数 各1回	労働環境課
24	4	(4) ②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	リーフレット・手引き集を配布することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及がされている。 目標:全機関124カ所	ストレス、メンタルヘルス、精神疾患に関するチラシ、リーフレットを配布した。6種類600枚	消費生活センターや多重債務相談窓口の担当者会議にて配布を行った【100%】	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にメンタルヘルスに関するリーフレット等の配布を行う。	こころの健康総合センター
25	4	(4) ③	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、職域におけるメンタルヘルス対策が推進されている。 目標:240名(年間40名×6年)	大阪産業保健総合支援センターと連携し研修会を3回実施した。 計93名受講(30名、25名、38名)	目標に向かって順調に推移している。【100%】	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	こころの健康総合センター
26	4	(4) ④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師になれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。 目標:受講者 40名/年	テキスト講習会を実施した。 ・1回43名受講	目標に向かって順調に推移している。【100%】	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	こころの健康総合センター

指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
27	4	(4) ④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣	今まで養成したリーダーに講師をなってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	ワークショップはH29に25名を対象に開催し終了するが、要請に応じて講師派遣は継続実施し、ゲートキーパーとしてよりスキルを高めている。	危機介入スキルワークショップ講師派遣 ・1回(コロナにより中止) 大阪府ゲートキーパー講師 ・2回	地域からの要請に応じて講師派遣・調整を行った。【100%】	ワークショップについては平成29年度で終了。地域より要請があった際は講師派遣を行う。	こころの健康総合センター
28	4	(4) ④	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	様々な分野において、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識が普及されているようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	自殺対策研修を実施。 ・5回329名受講	様々な分野において研修を実施した。【100%】	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター
29	4	(4) ④	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	保健所、市町村が主催で各地域でゲートキーパー養成研修を実施し、地域において研修が実施されている。 目標:受講者数6000名(年間1000名×6年)	保健所、市町村自殺対策担当者等が講師となり、各地域で様々な対象に向けて研修を実施し、ゲートキーパーを養成した。 開催回数:55回 受講者数:1,582名	テキスト講習会を受けた保健所、市町村等職員が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を実施できている。【100%】	保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	こころの健康総合センター
30	4	(5) ①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	対象に応じたテキストを作成し、幅広いゲートキーパー養成に活用されている。 若年者層向け教材の作成(H29) 高齢介護支援者向け教材の作成(H30) 既存の教材の内容更新(随時)	・若年者層を対象としたモデル実施を行った。 ・既存テキストの内容を更新。	若年層を対象とした冊子のモデル実施及び既存のテキストの更新も行った【100%】	対象に応じたテキストを作成、既存のテキストの更新等を行う。	こころの健康総合センター
31	4	(5) ①	自殺総合対策相談対応手引き集	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を配布する。	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	適切な相談対応のために相談機関一覧を作成、配布した。	相談機関一覧を作成、配布した。【100%】	適切な相談対応、情報提供ができるよう相談機関一覧を作成、配布する。	こころの健康総合センター
32	4	(5) ①	自殺総合対策相談対応手引き集	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため手引き集を配布する。	各機関の相談担当者に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な支援が行えるようになる。	適切な相談対応のために相談機関一覧を作成、配布した。	相談機関一覧を作成、配布した。【100%】	適切な相談対応、情報提供ができるよう相談機関一覧を作成、配布する。	こころの健康総合センター
33	4	(6) ①	自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	研修開催、講師派遣等を行うことで、こころの健康を維持しより良い支援が行えるようになる。 目標:30回(年間5回)	自殺未遂者支援研修を実施 ・1回 支援者のメンタルヘルスに関する研修会への講師派遣。 ・4回	支援者支援を目的とした自殺未遂者支援研修を実施。他にも支援者のメンタルヘルスに留意した研修を実施した。【100%】	要請に応じて講師派遣等を行っていく。	こころの健康総合センター
34	4	(7) ①	自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健所等において、より適切な支援が行えるようになる。	事例検討会を実施。 ・3回	事例検討会を3回実施することにより、適切な支援が行えるようになった。【100%】	事例検討会を年3回実施予定。	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目	自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
35	4	(7)	①	自殺対策人材養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健所・市町村・消防・警察・教育等関係職員を対象に、適切な対応をするための研修を行う。	遺族等に対応する職員が適切に対応できるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	「自死遺児相談従事者養成研修」を実施。 ・1回103名受講	目標に向かって順調に推移している。【100%】	遺族、特に遺児等の相談対応が適切に行えるよう、研修を実施していく。	こころの健康総合センター
36	5	(1)	①	配付した冊子の普及と活用を図る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料集及び教師用指導書を各学校に配付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用。 ★【H30年度道徳の教科化により終了】				小中学校課
37	5	(2)	①	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	・府内事業所におけるメンタルヘルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人 (年2回×定員200人×6年間)	○研修会 ・開催回数 1回 ・受講者数 139人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止	概ね計画通り 【達成状況50%】	○事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員200人×2回	労働環境課
38	5	(2)	①	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	・良好な職場環境の形成 ・セミナー受講者 1,200人 (年2回×定員100人×6年間)	○セミナー開催 ・開催回数 4回 ・受講者数 340人(合計) (一部再掲)	計画通り 【達成状況100%】	○セミナー開催 ・年2回 ・定員100人×2回	労働環境課
39	5	(2)	①	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	・労務トラブルの未然防止及び労働環境の向上 ・セミナー受講者 6,000人 (年14回 1,000人×6年)	○セミナー ・開催回数 17回 ・受講者数 1,015人(合計)	計画通り 【達成状況100%】	○セミナー開催 ・年14回 ・定員 計1,000人	労働環境課
40	5	(2)	②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談:毎月5回 相談者 600人 ・特別相談会:毎年2回 相談者 120人	○専門相談 ・開催回数 毎月5回 ・相談者 33人 ○特別労働相談会 ・開催回数 2回 ・相談件数 370件	計画通り 【達成状況100%】	○専門相談 ・毎月5回 ○特別労働相談会の実施 ・年2回	労働環境課
41	5	(2)	②	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	男性相談員による男性のための電話相談を実施し、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざす。	電話相談 221件	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図った。	電話相談 第2、3土曜日 16:00~20:00 第1、4水曜日 16:00~20:00	男女参画・府民協働課
42	5	(3)	①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関する啓発を行う	リーフレット等の啓発を通して地域でこころの健康づくりについて理解が深まる。	ストレスに関するリーフレットの配布。 ・1814部	リーフレットを配布し、啓発を行った。【100%】	要請に応じて配布し、相談対応等での活用を促す。	こころの健康総合センター

指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
43	5	(3) ②	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	まちの景観や魅力を高めるとともに、憩いやスポーツ、観光など多様な活動を展開でき、府民に親しまれる府営公園となっている。	19公園において事業を推進した	計画通り	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。災害発生時の避難場所や活動拠点となる防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。	都市整備部
44	5	(4) ①	災害時こころのケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する。	ガイドライン・マニュアルを作成し、周知されている 人材養成研修・災害訓練を実施、資機材等の整備おこない、災害時の対応に備えている。	DPAT養成研修を実施。 ・45名受講 災害訓練に参加。 災害時等こころのケア研修を実施。 ・50名受講	災害時等に対応できるように人材養成研修等を行った。 【70%】	発災時を想定し、平時より人材養成、体制整備等を進めていく。	こころの健康総合センター
45	6	(1) ①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神障がい者が心療内科等適切な医療機関につながる ・精神障がい者の早期治療や社会復帰が促進される ・府保健所(政令市・中核市を除く)のこころの健康相談を実施 ※府保健所数が増えることにより相談目標件数は未設定とする。	こころの健康相談事業 相談件数: 3,573 件	○ 【100%】	・府保健所のこころの健康相談を実施	地域保健課 ・保健所
46	6	(1) ①	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰り返す者が適切な相談機関が利用できるようになる。 平成34年度: 24,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数 : 17,457件	○ 【100%】	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数 : 17,000件	地域保健課
47	6	(1) ②	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	広報等によりうつ病に罹患した人がより早く医師等の専門家に相談できるようになる。 うつ病に関するリーフレットの配布数1000部	うつ病に関するリーフレット配布。 ・231部	目標に向かって順調に推移している。【100%】	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう に広報啓発を行う。	こころの健康総合センター
48	6	(1) ③	自殺対策人材養成研修及び講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者を対象に研修開催及び講師派遣を行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患の理解を深め、早期発見・治療につながるようになる。 目標: 受講者数600名(年間100名×6年)	精神疾患(精神障がい)の理解に関する研修会に講師派遣。 ・5回	研修は開催していないが、講師派遣を行った。 【100%】	精神疾患の理解と適切な対応のため、要請に応じていく。	こころの健康総合センター
49	6	(1) ④	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	・依存症の本人及び家族に対して、適切に支援できる人材を増やす。 ・関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の開催	関係機関専門研修を実施 ・11回 469人受講 医療機関職員専門研修 ・3回 188人受講	研修会を実施し、人材養成を行った。【100%】	関係機関職員専門研修会、医療機関職員専門研修をそれぞれ実施する。 (変更の可能性あり)	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目	自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
50	6	(1)	④	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、ホームページ等により公表を行う	依存症者が適切な治療・支援に繋がるようになる。	・専門医療機関:9 ・治療拠点機関:1 ・相談拠点:府こころC.府・中核市保健所	○ 【100%】	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、ホームページ等により公表を行う	地域保健課
51	6	(1)	④	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するアルコール健康障がい対策部会において、アルコール健康障がい対策推進計画について検討を行う。	アルコール依存症者が継続的な治療・相談支援を行うための体制の整備ができる。	・計画:平成29年9月策定済み ・部会(2回) ①10/29、②11/29 ・市町村会議(1回)10/24	○ 【100%】	アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・アルコール健康障がい対策部会の開催 ・11/10-16のアルコール啓発週間に合わせて、市町村アルコール健康障がい対策担当者会議若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	地域保健課
52	6	(2)	①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、府立精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	・府内における地域との保健福祉教育関係機関等との連携会議の開催や症例検討会等を実施。参加する関係機関を拡大させる。	連携会議: 318回 症例検討会: 4回	○ 【100%】	連携会議や症例検討会等の回数 210回以上	地域保健課
53	6	(3)	①	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力をを行う。	各地域において自殺対策におけるネットワークが構築される。	各地域でネットワークが構築されるように支援。	ネットワーク構築に必要な支援を行った。【100%】	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	こころの健康総合センター
54	7	(1)	①	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、いじめ・悩み等の問題を早期に発見・対応する。	私立学校に対し同事業にかかる費用の一部を補助した。	○	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	私学課
55	7	(1)	①	子どもの人権SOSミニレター事業(法務省実施)への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	法務省の取組みである「子どもの人権SOSミニレター事業」を活用し、身近な人にも相談できない児童生徒の悩みを的確に把握し、関係機関と連携し問題の解決にあたる。	同協力依頼につき、各私立小中学校に周知、依頼した。	○	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	私学課
56	7	(1)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	希望する学校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	各校において、臨床心理士等を活用した教育相談体制が充実するとともに、電話相談等の窓口が周知され、子どもたちが安心して相談できる環境が醸成されている。	実施済み	○	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 府立高校全校において、24時間対応の電話相談等の窓口の周知を図る。	高等学校課

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
57	7	(1) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費	希望する学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	臨床心理士を活用することで、友人関係、家庭環境等の課題からくる、子どもの不安定な精神の安定化をはかり、安心して学校に通学することができるようにする。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は38校で、活用時間は全体で962時間であった。その内、性被害にあった生徒への対応として、1校に48時間、臨床心理士を配置したケースも含まれる。	心理的アプローチが必要な児童生徒に対するカウンセリングにより、精神的な安定がはかられた。また、専門的立場から日常的な心のケアについて指導助言をいただくことができ、子どもたちが安心して学校生活を送るための校内体制を整えることができた。	各学校において、昨年度の実績、今年度の計画から、適切に配置する。	支援教育課
58	7	(1) ①	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談できる体制をめざす。 児童生徒、保護者、教職員等からの個別相談への対応	93,979件(延べ人数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
59	7	(1) ①	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	児童生徒が安心して学校に通える体制をめざす。 教職員等からのすべての相談へ対応	26,577件(延べ人数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
60	7	(1) ①	すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざす。 24時間体制における相談への対応	4,764件(延べ人数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
61	7	(2) ①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。 性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行うとともに関係機関との情報共有を強化した。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行うとともに関係機関との情報共有を強化した。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	少年課
62	7	(2) ①	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども家庭センター及び市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児童対策地域協議会における連携を強化することにより、子どもの適切な保護・支援を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 12日23講座	100%	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 実施回数 未定 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	家庭支援課
63	7	(2) ②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。 性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	被害者の心情に配慮して事情聴取に当たる警察官を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に添った支援を実施した。	被害者の心情に配慮して事情聴取に当たる警察官を選定して対応したほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に添った支援を実施した。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に添った支援を推進する。	府民応接センター

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
64	7	(3)	①	妊産婦こころの相談センター事業 拠点機関(府立母子保健総合医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	○ 【100%】	・精神科、産科医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	地域保健課	
65	7	(4)	①	返済困難者(多重債務者)への相談支援 借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 ★【平成30年3月30日をもって、相談業務終了】			金融課	
66	7	(4)	②	生活困窮者自立支援事業 広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	・市町村連絡会議2回、従事者研修3回、地区別研修4回 ・全43市町村を訪問 ・広域就労支援事業を11自治体で実施 ・任意事業実施率H30:78.6%⇒R1:85.0%	当初目標どおり達成した。 【100%】	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加	地域福祉課
67	7	(4)	③	各実施機関が行う家庭訪問 生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問を世帯の状況に応じた必要な回数実施。	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回数実施	達成	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	社会援護課
68	7	(5)	①	総合労働事務所における労働相談 「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	・安定した労使関係構築の支援	○労働相談 ・開催回数 通年 ・相談件数 10,121件 ○特別労働相談会(再掲) ・開催回数 2回 ・相談件数 370件	計画通り 【達成状況100%】	○労働相談の実施 ・通年 ○特別労働相談会の実施(再掲) ・年2回	労働環境課
69	7	(5)	①	労働情報発信ステーション事業 府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援 ・府内7地域で開催 ・相談者 183人 ・情報提供 1,600件	○労働相談会等 ・開催回数 19回 ・相談者 111人 ・情報提供 14,779件 ・セミナー参加者 387人	計画通り 【達成状況100%】	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	労働環境課
70	7	(5)	②	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス 学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	6,887人	未達成【86%】	8,000人	就業促進課

指針新第3章 項目	自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
71	7	(5)	③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から39歳まで(平成30年度は40代前半まで)の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間150名 (大阪府地域若者サポートステーション)	137人	達成【103.8%】	132人	就業促進課
72	7	(5)	④	小規模事業経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理と課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施				経営支援課
73	7	(6)	①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、男女共同参画社会の実現をめざす。	面接相談 1,314件 電話相談 2,319件 法律相談 38件	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図った。	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00 電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 法律相談 年18回	男女参画・府民協働課
74	7	(6)	①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル)	府内6箇所の子どもの家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	24時間365日、子どもの悩みや、SOSをキャッチし、迅速かつ適切な対応により必要な支援につなげる。	子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル 受電実績 1807件	—	※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。	家庭支援課
75	7	(6)	①	ひきこもり地域支援センター事業	市町村や保健所等が支援ひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域にのけて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談(コンサルテーション)を実施する。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	①大阪府内(堺市・大阪市除く)の相談支援機関を訪問し情報収集を行った。 ②コンサルテーション事例延数(電話・訪問) 212件 ③後方支援についての調査計画を立てた。 ④家族会の運営支援を4件、居場所の運営支援を1件行った。	身近な地域で支援を受けることができるよう、継続して出かけてのコンサルテーションを実施した。後方支援についての評価・分析の調査にも着手した。 【100%】	①各市町村の社会資源等の情報収集。 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施。 ③市町村や保健所等での家族教室、研修会の運営支援。 ④ひきこもり専門電話相談の実施。	こころの健康総合センター
76	7	(6)	①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	こころの健康相談統一ダイヤル、LINE電話相談を月～金曜日、9時30分～17時に実施。(統一ダイヤル延べ件数5,383件、LINE電話相談868件)。 令和元年9月と令和2年3月には自殺予防集中電話相談を実施。(9月913件、3月1,024件)。 電話相談員対象の研修を2回、事例検討会を5回実施。	前年度よりも電話相談の件数がLINE電話相談の件数も含めて増加しており、一人でも多くのこころの健康や死にたいという悩みを抱えた人の相談に応じることができた。【100%】	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施。 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を1回、事例検討会を5回実施。	こころの健康総合センター

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
77	7	(6) ①	わかものハート ぼちぼちダイヤル	40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としている若者が、若者専用電話相談の存在を知り、悩みを相談するようになる。	毎週水曜日9時30分～17時に、40歳未満の若者を対象にした電話相談を実施。(延べ件数77件) 電話相談員対象の研修を2回、事例検討会を5回実施。	若者を対象にした電話相談を実施するとともにその周知を図った。 【100%】	①若者専用電話相談の実施。 ②電話相談対応力の向上のため「ゲートキーパー養成研修」を1回、事例検討会を5回実施。 ③リーフレットによる若者専用電話相談の周知。	こころの健康総合センター
78	7	(6) ②	難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者が安定的な療養生活を送ることができるよう、大阪府全体の難病患者支援の均てん化を図る。	・訪問(実)1,001、(延)2,939 ・面接(実)11,308、(延)11,996 ・会議:1,494回	○ 【100%】	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や患者を支援するスタッフによる支援方針調整会議の開催	地域保健課
79	7	(6) ③	がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	相談者に対して、適切な相談機関・窓口につなぐ	相談者に対して、適切な相談機関・窓口につながないだ	適切な相談機関・窓口につないでいる	相談者に対して、適切な相談機関・窓口につなぐ	健康づくり課
80	7	(6) ④	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応手引き集	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	介護関係職員が研修や手引書を活用し、より適切な支援ができるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年) 自殺総合対策相談対応手引き集の配布	居宅介護職員を対象とした研修に出講し、ゲートキーパー研修を実施した。 ・1回73名受講	介護関係職員を対象とした研修を実施した。 【100%】	介護関係者への自殺対策人材研修の周知を図る。	こころの健康総合センター
81	7	(7) ①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒薬及び劇薬による自殺の予防につなげる。	実績:1,413件	○	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	薬務課
82	7	(7) ②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒物及び劇物による自殺の予防につなげる。	実績:388件	○	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	薬務課

指針新第3章 項目	自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
83	7	(8)	①	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	インターネット上における自殺につながる情報を認知した際に、掲示板管理者等に連絡した。	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	生活安全総務課		
84	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を行うと共に、事業者と連携し、インターネット安全利用教室を実施した。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	少年課	
85	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容(フィルタリングに関する事業者の説明責任等)の遵守率100%	・携帯電話事業者への立入調査の実施(103店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進(約11万部を配布)	・青少年健全育成条例の規制内容のさらなる周知を図った。 【100%】	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	青少年課
86	7	(8)	③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。 定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	連絡会:2回 アドバイザー会議:2回 相談件数:1件	概ね達成できている	アドバイザー会議等の開催 送炭対応実施	小中学校課
87	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実にを行う。	自殺予告者が判明した場合に、他府県警察と相互に連携して自殺予告者に接触し、安否確認を実施した。	自殺予告者の特定に努め、他府県警察と相互に連携して安否確認を実施した。	自殺予告者の特定に努め、安否確認を確実にを行う。	生活安全総務課
88	7	(9)	①	総合相談事業 交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る				人権局
89	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神科的な支援 平成34年度 200件	事業利用件数 250件	○ 【100%】	事業利用件数 250件	地域保健課

指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						(平成31年度)令和元年度		令和2年度	
大	中	小				事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み	
90	8	(1) ②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応件数:1,820件	○ 【100%】	救急対応件数:1,800件	地域保健課
91	8	(2) ①	大阪府自殺未遂者連携支援事業	府内救命救急センターに、搬送された自殺未遂者への支援と地域関係機関との連携について検討を行う	救命救急センターに搬送された自殺未遂者への支援が充実されるようになる。	自殺対策研修「未遂者支援」を救命救急センター担当者へ周知。	周知した結果、医療関係者の出席があった。 【100%】	自殺対策研修「未遂者支援」を救命救急センター担当者へ周知。	こころの健康総合センター
92	8	(2) ①	自殺未遂者相談支援センター事業	自殺未遂で救命救急センターに搬送された患者で、自殺未遂者相談支援センターの相談支援に同意した者に対し、アセスメントを行い、精神科医療や相談機関へのつなぎを行い、その後治療・相談継続が行われているかなどのフォローアップを1年間定期的実施することで、自殺未遂者の再企図を予防する。	・(平成29年度末までの実績において)自殺未遂者相談支援センターでフォローアップした者の1年間以内の未遂・搬送者率を10%以内にする ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。 ・事例検討等により、保健所の精神保健相談員の自殺未遂者に対する対応力が向上している。 ★【計画とおり平成30年度で終了】				地域保健課
93	8	(2) ①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	・府内での自殺未遂者が減少している。 ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。	・受理数: 572 ・総支援数:6,600 ・リーフレットの作成:5,000部 ・関係機関会議:1/25	○ 【100%】	・各警察署からの「支援事案情報提供書」受理数…360件以上(大阪市・堺市を除く) ・総支援数…4,800件以上 ・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布 ・事業の進捗状況の把握や、事業の課題を共有するための関係機関会議の開催もしくは、同等の方法で情報共有を図る。	・地域保健課 ・保健所
94	8	(2) ①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行った。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行った。同意が得られた場合、保健所に情報提供を行った。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行う。	生活安全総務課
95	8	(2) ①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	地域において、救急医療機関や警察、消防、保健所等の機関が相互に連携し自殺未遂者支援が充実している。 目標:受講者数 50名/年	「未遂者支援」をテーマに研修を実施。 ・1回30名受講	未遂者支援研修を実施した。 【100%】	未遂者支援研修の実施。	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目	自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
96	9	(1)	①	自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	電話相談・・・延べ件数34件(実数28件) 面接相談・・・延べ件数114件(実数26件)	遺族が安心して相談できるよう専門相談を行った。 【100%】	専門相談として自死遺族相談を実施。	こころの健康総合センター
97	9	(2)	①	緊急支援チームの派遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	17回	概ね達成できている	緊急支援チームの派遣	小中学校課
98	9	(2)	①	障がいのある生徒の高校生生活支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	実施済み	○	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する心理的ケアを行うとともに学校体制を整える。	高等学校課
99	9	(2)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	必要に応じて、学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は38校で、活用時間は全体で962時間であった。自殺願望のある生徒への対応として、1校に59時間、自殺を暗示させる内容のいじめへの対応として、1校に18時間、臨床心理士を配置したケースも含まれる。	対象生徒や関係生徒へのカウンセリングとともに、学校と家庭が連携した継続的な見守り支援について、専門的立場から指導助言いただくことができ、子どもたちが安心して学校生活を送るための校内体制を整えることができた。	緊急時対応として、学校から希望があった場合には、その必要性を鑑み、適切に配置する。	支援教育課
100	9	(3)	①	自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等)の情報提供を行う。	遺族に必要な情報が適切に提供され適切な機関に繋がるようになる。 リーフレット等の配布数3000部	自死遺族支援についてのリーフレット等を配布。 ・750部	目標に向かって順調に推移している。【100%】	関係機関に自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供をする。	こころの健康総合センター
101	9	(3)	②	自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	遺族に必要な情報が適切に提供され、遺族が自助グループなどに繋がるようになる。 リーフレット等の配布数3000部	自死遺族支援についてのリーフレット等を配布。 ・750部	目標に向かって順調に推移している。【100%】	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供をする。	こころの健康総合センター
102	9	(4)	①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教職員一人ひとりののカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	教育相談対応力向上研修において「不登校生徒の理解と支援」研修を実施。校内における教育相談体制の在り方や関係機関との連携について理解を深めた。講師は教育相談室勤務の臨床心理士。	研修アンケート肯定評価 92.1%	教育相談に関する教職員の資質向上を図るため、研修を実施予定である。	教育センター
103	10	(1)	①	自死遺族団体との公民協働事業	自死遺族団体と行政機関との公民協働で事業を展開することで団体の活性化を図り、充実した遺族支援が行えるようにする。	支援が必要な自死遺族に必要な相談等の情報が行き届き支援につながるようになる。 自死遺族支援に関する講演会等開催 ★【H29年度で終了】				こころの健康総合センター

指針新第3章 項目	自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
						(平成31年度)令和元年度		令和2年度		
						事業実績	担当課の評価 達成状況 【達成状況%】	事業見込み		
104	10	(1)	②	自殺対策民間 団体支援事業	民間団体が自殺対策として自死遺族のわがちあいや電話相談等独自の取組みを強化するため、人材養成などの体制整備にかかる費用について補助し、活動支援する。	・地域に根差した民間団体の自殺防止に関する活動が強化されている ・民間団体の自殺を防ぐための対応力が向上している	団体数 5団体	○ 【100%】	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、6団体からの参画を予定し、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	地域保健課
105	10	(1)	③	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。	ホームページにより民間団体についての情報の提供。	市町村が民間団体と協働するために必要な情報提供を実施した。 【100%】	民間団体についての情報提供を随時更新する。	こころの健康総合センター